

## 近畿しんきんカード会員規約(法人会員用)

【改定箇所は、以下(赤字部分)のとおりとなります。】

| 改定後   | 改定前   |
|---|---|
| <p>第8条(代金決済)</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を支払期日までに、<b>当社の定める方法により、会員へご利用代金明細書または請求明細書にかかる情報を連携し、</b>通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申立がない場合には、<b>ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。ただし、支払いが年会費のみの場合はご利用代金明細書を送付しない場合があります。</b></p>   | <p>第8条(代金決済)</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細書(請求明細書の場合を含む。以下同じ)を、支払期日までに会員の届出住所へ送付し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申立がない場合には、ご利用代金明細書の内容について承認したものとみなします。ただし、支払いが年会費のみの場合はご利用代金明細書を送付しない場合があります。</p>  |
| <p>第11条(退会)</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、所定の<b>方法</b>により当社の指定する金融機関または当社に届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、所定の<b>方法</b>により当社の指定する金融機関または当社に会員から届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとします。</p>   | <p>第11条(退会)</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に会員から届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとします。</p>   |
| <p>第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)</p> <p>4.</p> <p>⑨会員(当該法人の役員・<b>実質的支配者</b>等を含む)または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、または次の(1)から(5)のいずれかに該当した場合。</p> <p>⑩会員(当該法人の役員・<b>実質的支配者</b>等を含む)または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為をした場合。</p> <p>⑪会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合。</p> <p>5. 当社は、<b>会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</b></p> <p>6. 会員は、<b>本条第4項</b>により、会員資格を取消された場合、直ちに全カードおよびチケット等当社から貸与された物品がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取消された場合、直ちに当該使用者のカードおよびチケット等当社から貸与された物品がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。なお、会員資格を取消された場合には、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとし、使用者資格を取消された場合には、当該使用者は当社に対する使用者資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>7. 当社は、<b>本条第4項</b>により、会員資格または使用者資格を取消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員または使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。</p> <p>8. 会員および使用者は、<b>会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用したまたは利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用に係る債務について、全て支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。</b></p> <p>9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> | <p>第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)</p> <p>4.</p> <p>⑨会員(当該法人の役員等を含む)または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、または次の(1)から(5)のいずれかに該当した場合。</p> <p>⑩会員(当該法人の役員等を含む)または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為をした場合。</p> <p>⑪会員または使用者に対し本条第8項または第9項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合。</p> <p>5. (条文追加:以降項番5から10を変更)</p> <p>12. (条文追加)</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>10.当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員及び使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>11.当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピングの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>12.当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ(送金)取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>   |  |
| <p>第14条(期限の利益の喪失)</p> <p>1.<br/>⑤会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合。</p>   | <p>第14条(期限の利益の喪失)</p> <p>1.<br/>⑤(条文追加)</p>  |
| <p>第17条(会員保障制度)</p> <p>3.<br/>⑦会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合。<br/>⑧前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害。<br/>⑨戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害。<br/>⑩その他本規約に違反する使用に起因する損害。</p> <p>5.会員および使用者は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生防止に努めるものとします。</p> <p>6.会員および使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員および使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。</p> <p>7.会員および使用者は、前条第2項に従って当社に対して通知または届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。</p> | <p>第17条(会員保障制度)</p> <p>3.<br/>⑦(条文追加:以降番号⑦から⑨)を変更</p> <p>5.会員は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生防止に努めるものとします。</p> <p>6.会員は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。</p> <p>7.会員は、前条第2項に従って当社に対して通知または届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。</p> |
| <p>第18条(カードの再発行)</p> <p>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の方法で届出を行い、当社が相当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>   | <p>第18条(カードの再発行)</p> <p>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の届けを提出していただき当社が相当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>  |
| <p>第20条(届出事項の変更等)</p> <p>1.会員が当社に届出た使用者、住所、連絡先、決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)等に関する情報に変更が生じた場合、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届出するものとします。</p> <p>6.当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員および使用者は届出に応じるものとします。</p>   | <p>第20条(届出事項の変更等)</p> <p>1.会員が当社に届出た使用者、住所、連絡先、決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届出するものとします。ただし、当社が相当と認めた場合には、当社への電話等の当社が相当と認める方法により届出することもできます。</p> <p>6.(条文追加)</p>  |
| <p>カードショッピング条項</p> <p>第26条(カードショッピング)</p> <p>2.加盟店の店頭での利用手続</p> <p>商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合には、カードの利用ができないことがあります(カードに署名欄がある場合に限る)。</p>   | <p>カードショッピング条項</p> <p>第26条(カードショッピング)</p> <p>2.加盟店の店頭での利用手続</p> <p>商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合には、カードの利用ができないことがあります。</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>第27条(立替払の承諾等)</p> <p>1.会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の<b>会員または</b>使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。</p> | <p>第27条(立替払の承諾等)</p> <p>1.会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。</p> |
|---|---|

●個人情報の取り扱いに関する同意条項

| 改定後   | 改定前  |
|---|--|
| <p>第1条(個人情報の収集・保有・利用等)</p> <p>1.<br/>①申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入または記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債、収入、<b>国籍</b>、<b>在留資格</b>、<b>在留期間</b>に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびにお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)</p> <p>2.使用者等は、当社が下記の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。</p> | <p>第1条(個人情報の収集・保有・利用等)</p> <p>1.<br/>①申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入または記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債および収入、在留資格に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報および当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびにお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称し「属性情報」という)</p> <p>2.使用者は、当社が下記の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します</p> |
| <p>第5条(会員契約が不成立の場合)</p> <p>会員契約が不成立の場合であっても、使用者等が入会申込をした事実<br/>は、第1条第1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約の<b>不成立</b><br/>の理由のいかんを問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用<br/>されることはありません。</p>  | <p>第5条(会員契約が不成立の場合)</p> <p>会員契約が不成立の場合であっても、使用者等が入会申込をした事実<br/>は、第1条第1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約に不成立<br/>の理由のいかんを問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用さ<br/>れることはありません。</p>  |
| <p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私(会員の名義人[会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・<b>実質的支配者</b>等を含む。以下同じ。])および使用者は、次の(1)に規定する暴力団員等または(1)の各号のいずれかに該当する場合、(2)の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。併せて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。</p>   | <p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私(会員の名義人[会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。])および使用者は、次の(1)に規定する暴力団員等または(1)の各号のいずれかに該当する場合、(2)の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。併せて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格が取消された場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。</p>   |

## ETCカード特約(法人会員用)

【改定箇所は、以下(赤字部分)のとおりとなります。】

| 改定後   | 改定前   |
|---|---|
| <p>第8条(会員保障制度)</p> <p>3.<br/> <b>(6) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合。</b><br/> <b>(7) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害。</b><br/> <b>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害。</b><br/> <b>(9) その他本特約及び会員規約に違反する使用に起因する損害。</b></p>                                | <p>第8条(会員保障制度)</p> <p>3.<br/>           (6) (条文追加:以降番号(6)から(8)を変更)</p>  |
| <p>第11条(退会)</p> <p>1. 会員がETCカードを退会する場合は、<b>当社所定の方法</b>により当社に届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払いの責を負うものとします。<br/>           2. 使用者がETCカードを退会する場合は、<b>当社所定の方法</b>により当社に届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p> | <p>第11条(退会)</p> <p>1. 会員がETCカードを退会する場合は、所定の届出用紙により当社に届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払いの責を負うものとします。<br/>           2. 使用者がETCカードを退会する場合は、所定の届出用紙により当社に届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p> |
| <p>第12条(再発行)</p> <p>1. ETCカードの再発行は、当社所定の<b>方法</b>で届出を行い、当社が<b>適当と認めた場合</b>に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>  | <p>第12条(再発行)</p> <p>1. ETCカードの再発行は、当社所定の届出を提出していただき、当社が<b>適当と認めた場合</b>に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>  |
| <p>第15条(特約の変更)</p> <p><b>法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</b></p>  | <p>第15条(特約の変更、承認)</p> <p>本特約の変更については、当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にETCカードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</p>  |